

# いじめ防止基本方針

## 1 基本方針

本校は、教育目標「笑顔を育てる ～共に生き、自ら学び 創造する子ども～」のもと、児童一人ひとりが安心して学び、互いに認め合いながら成長できる学校づくりを推進する。

ここでいう「笑顔」とは、単なる表情の明るさではなく、安心感に支えられた人間関係の中で、自分らしさを発揮し、他者と共によりよく生きようとする姿の表れである。本校は、この「笑顔」を教育活動の根幹に据え、すべての児童が自尊感情を高め、主体的に学び続けることができる環境の整備に努める。

児童の指導においては、カウンセリングマインドを基盤とし、児童理解に基づく丁寧な関わりを重視する。問題行動については未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめや暴力行為に対しては断固とした姿勢で臨み、組織的に対応し、必要な指導および措置を講じる。すべての児童が安全かつ安心して学校生活を送り、主体的に行動できる力を育成する。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本認識

本校では、次の認識をすべての教職員が共有する。

- ・いじめは、どの学級・どの児童にも起こり得るものである
- ・いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である
- ・いじめは児童の心身に深刻かつ長期的な影響を及ぼすものである

これらの認識のもと、「笑顔を育てる」学校づくりの基盤として、学級経営や授業づくり、人間関係づくりの充実を図り、安心感と信頼関係に支えられた集団の形成を通して、いじめを生まない環境の実現を目指す。

### 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

#### (1) 日常の指導体制

本校は、教育相談体制および児童の指導体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に推進する。

その中核として、校長、教頭、いじめ検討委員長、教育相談コーディネーター、養護教諭、各学年いじめ防止担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成される「いじめ対応チーム」を設置し、必要に応じて心理・福祉等の専門家の助言を得ながら、継続的かつ組織的に対応する。 **別紙1** 校内指導体制および関係機関

また、家庭・地域との連携を重視し、日常的な情報共有を通して見守り体制の強化を図る。

さらに、SNS等の普及により、教職員の目が届きにくい場面でいじめが発生・潜在化する可能性があることを踏まえ、児童の小さな変化を見逃さない観察と、日常的な対話の充実に努める。

#### (2) 未然防止及び早期発見のための取組

教育活動全体を通じて、次の資質・能力の育成を図る。

- ・思いやりや共感する心
- ・自他を尊重し、違いを認め合う態度
- ・自己を大切にし、他者とよりよく関わる力

また、体験活動や協働的な学びを通して、「共に生きる」ことの価値を実感できる教育を推進する。

いじめの早期発見に向け、定期的なアンケート調査および教育相談を実施する。あわせて、児童が安心して相談できる体制を整備し、家庭との連携を密にしながら、児童の変化に関する情報の共有を図る。

インターネット上のいじめへの対応として、発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施し、適切な判断力と行動力の育成に努める。

これらの取組は年間指導計画に位置付け、計画的かつ継続的に実施する。

**別紙2** 年間指導計画

#### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いを含む情報を把握した場合は、速やかに(原則として当日中に)管理職及び「いじめ対応チーム」に報告し、情報の収集・記録・共有・事実確認を行う。

その際、被害児童の安全確保を最優先とし、関係児童への指導および支援を組織的に実施する。また、初期段階から保護者と連携を図り、迅速かつ適切に対応し、問題の解決に当たる。

#### (4) いじめの解消の判断

いじめが「解消している」と判断するためには、次の要件を満たす必要がある。

- ・少なくとも3か月を目安として、いじめ行為が止んでいること
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

次のような場合を重大事態とする。

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については年間30日を目安とするが、連続欠席等の場合には状況に応じて判断する。

また、児童や保護者から重大事態の申立てがあった場合には、これを重く受け止め、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

重大事態と判断した場合は、校長の指揮のもと、直ちに教育委員会へ報告するとともに、学校が主体となって調査を実施し、事実関係の把握と問題の解決に努める。

必要に応じて外部専門家の助言を得るとともに、教育委員会が設置する調査組織に協力する。

## 5 地域との連携・見直し

本校は、保護者および地域から信頼される学校づくりを推進する。学校だよりやホームページ等を通じて積極的な情報発信を行い、本方針についても広く周知する。

また、本方針の実効性を高めるため、「いじめ対応チーム」を中心に定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

その際には、児童の意見を適切に取り入れ、主体的な参画を促すとともに、保護者や地域の意見を踏まえながら、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止に取り組む。

## 校内指導体制および関係機関

1. 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもと、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・体験活動・特別活動等)
2. いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、迅速かつ的確に対応できる「いじめ対応チーム」を設置する。
3. 「いじめ対応チーム」を中心に、特定の教職員が問題を抱え込むことのないよう、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を徹底し、学校全体で組織的に対応する。
4. 児童の実態および地域の状況に応じた取り組みとなるよう、アンケート等を活用し、定期的に検証・評価を行う。

### <対応の流れ>

- ①いじめの発見(教職員・児童・保護者等)  
⇩
- ②速やかに(原則として当日中に)管理職へ報告  
⇩
- ③いじめ対応チーム招集  
⇩
- ④事実確認・情報共有  
⇩
- ⑤組織的対応(指導・支援・保護者連携)  
⇩
- ⑥ 継続的見守り・再発防止

### <いじめ対応チームの構成員>

いじめ対応チーム	
校長 教頭	いじめ対策検討委員長 教育相談コーディネーター 養護教諭
各学年いじめ防止担当	スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

校内組織	
仲間づくり部会	
第1学年	第2学年
第3学年	第4学年
第5学年	第6学年

保護者・地域・関係機関との連携	
育友会 芦屋市教育委員会	
兵庫県教育委員会 学校運営協議会	
学校支援チーム 青少年愛護センター	
芦屋警察 こども家庭総合支援員	
西宮こども家庭センター関係学校 等	

年間指導計画

別紙2

	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	職員共通理解（指導方針、組織づくり、指導計画）	全校集会 校外児童会
5月	校外学習（全学年） 体育大会（全学年）	全校集会
6月	子どもを知らう会研修会 いじめ対策検討委員会	全校集会 生活アンケート
7月	仲間づくり部会 宮小まつり（全学年） 1学期の総括	全校集会 個人懇談
8月	生徒指導研修 人権研修	休み中の情報確認 全校集会
9月	修学旅行（6年生）	全校集会
10月	自然学校（5年生） 自然教室（4年生）	全校集会
11月	音楽発表会（全学年） いじめ対策検討委員会	全校集会 生活アンケート
12月	人権週間 平和集会 2学期の総括	全校集会 個人懇談 校外児童会
1月	メモリアル集会 展覧会（全学年）	全校集会
2月	参観・懇談 いじめ対策検討委員会	全校集会 生活アンケート
3月	子どもを知らう会研修会 3学期・卒業にむけて総括 1年間のまとめ・見直し 次年度の計画	校外児童会 全校集会